

第 1 1 回 （仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会 会議録

日 時：平成 24 年 10 月 25 日（木）16：00～18：00

場 所：明石市役所 議会棟 2 階 大会議室

出席委員：田端会長、弘本副会長、武久委員、池内委員、桑原委員、山本委員、中谷委員、西野委員、森川委員、海士委員、岩瀨委員

1. 会議開始のあいさつ

（事務局）：

定刻となりましたので、ただ今から、第 11 回（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を開催させていただきます。本日の委員の出欠状況でございますが、1 名の委員が欠席で 11 名の出席となっております。

●事務局による議題の説明

2. 検討委員会での主な意見(第 10 回まで)について

（会長）：

夕方という少しお集まりにくい時間帯に会議を開催し、申し訳ございません。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今日、こちらに来る前にラジオを聞いておりました。その中で、石原慎太郎都知事が辞任するというニュースが流れていました。記者会見の内容がそのまま流れていました。関西圏で都知事の会見を放送しても良いのかなと思いながら聞いていたのですが、地方自治体のトップが辞任することがこれだけの注目を集める時代であるのだなという事を感じました。東京は特殊な地域ではありますが、このような時代であることを改めて感じた次第です。

会見を聞いている中で、石原都知事が考えている民のあり方と言うのが、この検討委員会での議論と違うという事を感じました。民の思いは政治家が受け止めて政治家が改革するのだという視点を感じました。一方、我々の考え方はこれとは異なり、市民それぞれが結びつくことで改革を進めていくのだという考え方です。このような事が協働のあり方であるとか、本来のまちづくりの姿なのかなという事を感じながらこの会場にきました。

これまで議論を 10 回重ねて、今回で 11 回目という事になります。様々な議論により、ゼロから積み上げてきました。前回の委員会でも事務局から説明がありましたが、地域の実態をより把握し、実際に役立つような条例とするために少し期間をあける必要があります。検討した内容を地域で実際に確認する作業がこれから始まります。このようなことから、本日は中間まとめを皆さまと考えたいと思いますので、よろしくお願

します。

それでは議題に従って進めます。「検討委員会での主な意見」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) :

資料 1 により「検討委員会での主な意見」について説明

(会長) :

ありがとうございました。前回の復習であり、これまでの議論の振り返りになると思います。説明にありましたように、黄色で色づけしているところが前回の議論の内容ですが、これについて発言した意図と異なるのではないか、という事も含めて何かご意見かご質問があればいただければと思います。

(委員) :

長期総合計画の個別計画には福祉という言葉が出てきます。障がい者福祉であったり、障がい者の方に対する様々な施策が掲載されています。しかしながら、市民参画条例や自治基本条例では、理念に障がい者について出てきていません。セルフネグレクトの問題も重要な課題ですが、視覚障がい者や聴覚障がい者も一緒に住んでいる住民の方なので、この条例の理念の中に、障がい者の方々をいかに地域のまちづくりの中に取り込んでいくのか、動けなくても意見を吸い上げるような方法を書くことが必要ではないかと思えます。理念の中に、障がい者の方々も協働のまちづくりに共に参画する旨を記載すれば良いのかなと思えます。

(会長) :

ありがとうございます。先ほどセルフネグレクトの話が出ましたが、これは今まであまり注目されていなかった部分になります。隠れた形でセルフネグレクトの問題があるといった事も我々は考えていけないといけません。また、障がい者の方、あるいは高齢者の方、外国人など、このような社会からややもすると疎外される可能性がある人たちを如何に包摂していくのかといった視点は大事なことだと思います。意見の中でセルフネグレクトの問題を挙げているというのは、最近の課題である、という事です。表現的には問題があるかも知れませんが、障がい者の方々の問題は触れるまでもなく重要な社会的課題であり、それを踏まえた上で、セルフネグレクトの問題といった社会的課題にも目を配っていきましょう、という意味合いになると思います。

理念の中でどのようにして反映するのかという事については少し考える必要がありますが、先ほど委員がご指摘されたことは考え方としては当然含まれている内容であると考えています。

(委員) :

藤江校区や花園校区、貴崎校区では最近、要支援者避難訓練を行っています。その訓練の前段階で障がい者の方たちも交えて話し合いし、訓練に結び付けました。既にこのような方々の意見を聞いてまちづくりを進めていくという方向にはなりつつあります。このような事を啓発する意味で、先ほど委員がおっしゃったような内容を組み込めば良いのではないのでしょうか。障がい者の方々も参加しましょうという意味合いの文言が反映出来ればよいと思います。

(会長) :

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(委員) :

前回の検討委員会でグループホームの方に地域活動に参加して頂いたという事例をお話しております。福祉という事では、協働のまちづくり推進組織の構成団体に民生委員や社会福祉協議会なども含んでいくことがこれからも重要であると思います。

それからもう一点言わせてください。前回委員会の議事録でも確認できますが、県民交流広場事業の成果や評価について、市としては外部にアナウンスしないというお話がありました。私としては、成果や評価のアナウンスを行って欲しいと思っています。市は、事業開始時のプレゼンテーションは立派に行うが、その評価は行わない傾向がある。是非、外部アナウンスを実施して欲しいと思います。

(会長) :

グループホームのお話については、厚生労働省の位置づけでは、高齢者支援施設という形で地域と一緒にあって地域の中で生活できるようにしましょう、という事になっているかと思います。おっしゃったように地域の中にどのようにしてそのような方々を巻き込んでいくのかという事は地域ごとに考えなければいけないし、それぞれ工夫の余地があると思います。

県民交流広場事業のお話については、実は県議会でも問題になっていて、成果や評価を知りたいという議員の方も多いと耳にしております。議員の方だけでなく、市民の方も知りたいのは当然の話だと思います。

委員の方は、今後のまちづくりをどう進めていくのかという事を判断するためにそのような評価を聞きたいという事ですので、市として何かお考えがあればお答えください。

余談ついでに申しますと、県議会では、やはりコミュニティ行政は市と一緒に実施する必要があるという議論が出てきており、このような中で県民交流広場事業をこれからどのようにするのか関心を持っている状況だと聞いています。

(委員) :

近々、篠山市にお伺いし、県民交流広場事業にどのように取り組んだのかについて講演に行くことになっています。また、淡路市にもお伺いし、県民交流広場事業を踏まえた事業を今後どのようにしていくのか、について意見交換を行う予定になっています。

このように今、県下では県民交流広場事業を踏まえてどのように今後取り組んでいくのか、という事に関心が集まっていると感じます。今後、明石市ではモデル事業を進め、その先に交付金制度の導入ということも見据えている状況です。まずモデル事業に進むためにも、県民交流広場事業の評価を聞かせていただき、今後の方向性を検討したいと思いますので、そのあたりの話を聞かせて欲しいと思います。

(会長) :

お答えできる範囲でお願いします。

(事務局) :

一部地域において、平成 18 年から県民交流広場事業に取り組んでいただいています。取り組んでいただいた校区のうち、おおよそ半分くらいの校区が間もなく事業を終了する状況かと思えます。

明石市では、平成 18 年から小学校区単位のまちづくりという事で提言書に基づき、コミセンに所長を配置したり、お金については県民交流広場事業の補助金を使わせて頂きました。県民交流広場事業についてのみ評価することは難しいのですが、県民交流広場事業が協働のまちづくりを進めていく上で一つの契機になったのではないかと、思っています。

それまでは自治会だけが地域の中心的団体としてまちづくりを行う校区が多かった中、これからはそうではない、様々な団体、様々な意見を通じてまちづくりを進めていかなければいけない、という考え方が広まるための一つの契機になったのではないかと、思っています。

しかしながら、28 も小学校区がありますので、平成 18 年度に県民交流広場事業の取り組みを開始したところもあれば、平成 23 年度に開始した校区もあります。また、同じ平成 18 年度に開始した校区でも、それぞれの校区の考え方やこれまでのまちづくりの経緯などもあり、進み具合が一律ではないということも問題として表れてきたのではないかと感じています。

現在、協働のまちづくり推進条例を検討してもらっていますが、この条例や、今後実施するモデル事業を通じて、さらにこのような流れを進めていくための基礎になった事業ではないかと今の段階では考えています。

(会長) :

恐らく、個別の校区の評価をお聞きになりたいのだと思います。市のコミュニティ施策に位置づけられたのですから、市としてこのような効果があった、このような整備が行われた、自治会以外のこのような団体が育ってきた、だからこのような事が次に出来るのではないか、といった話をお聞かせいただきたいのだと思います。別に委員の方は批判している訳ではなく、次のステップに行くにあたって、評価が聞けると励みになる、ということだと思います。そのような評価があれば、今度はこのような事に取り組めるのではないか、このようなことはもっと協働で進められるのではないか、という事が考えやすくなる。また、地域の方々に方向性を示すために必要になる、という意味でおっしゃっていると私は思います。事務局でお答えいただけますでしょうか。

(委員) :

県民交流広場事業に関しては、先ほど事務局からお話があったとおり、これが契機になって校区でのまとまりが出てきたと思います。ただ、私はこのような話はこの条例検討委員会で話す内容ではないと思います。と言いますのも、そのような評価は全ての事業が終わった段階で県が行うと思うからです。また、東播磨県民局管内でも毎年、地域の人が集まって成果を発表するなどの取組みを行っています。

まだ事業を終えていない校区もあります。全ての校区が終了した時点で県がまとめて評価してくれると思います。

(会長) :

ありがとうございます。確かにそのとおりかも知れません。ただ、中間まとめを考えるにあたって、スタート地点がどこなのかというところを気にされていたからそのような質問をされたのではないかと思います。先ほど私が少し補足させていただきましたが、市としてコミュニティ行政の中にどのように位置づけられたのかなど、例えば議会答弁などで出たものでも結構ですし、あるいは今後このようなことを考えているという事でも結構なので、事務局から一言二言お願いしたいと思います。

(事務局) :

市内に 28 小学校区あり、まだ事業が進行中の校区もあります。まだ事業を開始したばかりという校区もあります。このような状況であり、全体的な評価はまだもう少し先になるのではないかなと思っています。個々の校区の評価に関しても、5 年間事業に取り組んできた中で、いま目指しているところや、その中でいま出来ていることを確認し、どのような部分を広げていくべきなのかという事を振り返る段階で、個別にお話しさせていただくような形になるのではないかと思います。

(会長) :

ご質問された委員のかた、如何でしょうか。

(委員) :

議事録に掲載されていた内容を確認しただけなので、それで結構です。

(会長) :

わかりました。他にご意見はありますか。

無いようですので進めます。何かお気づきの点がありましたら、またどうしても聞きたいことがありましたら言ってください。今日は、中間まとめ(案)についても話し合う必要がありますので、少し手際よく進める必要がありますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から「資料2 条例項目(案)別の検討状況について」の説明をお願いします。

3. 条例項目(案)別の検討状況について

(事務局) :

資料2により「条例項目(案)別の検討状況」について説明

(会長) :

ありがとうございます。先ほど事務局からも説明がありましたように、条例の項目別に並べているところであり、最初の部分が基本理念になります。先ほども委員のかたからご意見がありました。障がい者の方への社会的包摂という事をもう少し強調すべきではないか、というものも検討していく必要があると思います。そうした事も考慮しつつ、他にもご意見やご質問があればお願いします。

(委員) :

15ページの部分について、「自律的な行動のもとに」という表現があります。その前に「適切な役割分担を行うこと」という表現がありますが、自律的な行動がなければ適切な役割分担は出来ないと思います。「自律的な行動のもとに」という表現は必要ないのではないのでしょうか。

(会長) :

適切な役割分担というのは自律していかなければ出来ないのに、適切な役割分担をした上で自律的な行動を行うのはおかしいのではないか、というご意見ですが、事務局ご回答をお願いします。

(事務局) :

例えば、役割分担の前に「自律的な行動のもとに」という文言を持ってくるというのでは、おかしくなりますでしょうか。

(委員) :

それであれば意味が通じると思います。

(事務局) :

自律的な行動のもとに適切な役割分担を行うことで相乗効果を生み出し、共通の目的ある・・・というふうに文言の順番を入れ替える形にすればどうでしょうか。

(委員) :

そのほうがすっきりすると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) :

わかりました。そのように修正します。

(会長) :

他にも、「自立した市民と市」といった表現もあると思います。「適切な役割分担」という文言の前に持ってくれば良いので、そのあたりの表現は少し検討させてください。

(委員) :

構成員の部分についてですが、団体・個人が参加できるという形になっています。他にもこのような表現があったかと思います。団体が参加するのは理解できます。個人については、特定の個人の個別利益に寄与することを目的としないという表現になっていますが、自治会にも加入していない、高年クラブにも加入していない、ボランティアも行っていない、そのような個人の方が協働のまちづくり推進組織に加入したいと言った場合、判断が非常に難しいと思います。そのような方は自分の利益のためだけに参加される可能性もあるわけです。このような事から個人の取り扱いが非常に難しいという感じがします。

(会長) :

このあたりについてはこれまでいろいろな議論があり、個人では活動が難しいので、通常の場合はどこかの組織に属して協働のまちづくり推進組織に参加する可能性があるという話がありました。ただ、本当に個人が参加しないのかというとそうではない可能性もあるため、条文上は幅広く受け入れるという表現をした経緯があります。

しかしながら、先ほど委員がおっしゃったような懸念もあります。個人で参加されると何か別の意図があるのではないかということ、そのような場合どのように判断すればよいのかわかりにくいということ、このようなご指摘をされたのだと思います。事務局もこのような解釈でよろしかったでしょうか。

ご指摘は組織がどのように個人と対峙したらよいのか、指針というか方向性があった方がよいのではないかというご意見だったと思います。このあたりについて何かご意見はありますでしょうか。

(委員) :

ボランティア活動や市民活動ではグループと個人という登録があります。ボランティア活動の段階では個人単位という事も多いです。一人で取り組むことも良いとは思いますが、やはりグループで行うほうが大きな力となります。ただ、そのような方にグループで取り組むように、という話はしません。どちらかと言えばやはりグループ組織の方が力を発揮しやすいですよ、という話はしますが。

ご指摘の箇所については、当初、市議会議員の参加をどうするのか、という話が始まりだったと思います。ただ、ご指摘のように一般の市民の方は指さないのかというと、そういう可能性もある。例えば自治会に加入して貰うなど、何らかの組織の中で一緒に考えていくような姿勢を促していくような対応も考えられるのではないのでしょうか。

(委員) :

個人の中には、そのようなグループの活動は嫌であるという人もいます。そのような人が協働のまちづくり推進組織の役員になるかどうかはわかりませんが、賛否を問う時に 100 人の団体の長と個人では、その個人の意見が通せるかどうかというと非常に難しい部分があると思います。

(委員) :

ボランティアセンターの登録の仕方として、個人参加の人たちをまとめて個人グループという形でグルーピングしています。何か呼びかける際には個人グループという形で参加して貰います。例えば、総会に参加した場合は、個人グループで 1 票を与えるという方法をとっています。活動はそれぞれ独立しているのですが、そのような登録形態をとっています。

(会長) :

恐らくいろいろな方法があって、知恵のだしどころだと思います。例えば議会では、党とは別に会派というものがあるって、党に所属していないけど同じ会派に入っているという事もあります。このような場合、その会派の中で 1 票を与えるとか、意見を出すこ

とが出来るとか、そのような様々な工夫の仕方があるのではないのでしょうか。

ただ、このような内容を条例の中に盛り込むのは難しいので、前にも議論があったように、少し表現を曖昧にし、ガイドラインなどでこのような事例がありますという紹介を行うなどの対処法が考えられます。このようなものを別途整備していくのも一つの方法だと思います。

様々な事例を話し合っていく中で、先ほど委員の方が指摘されたような懸念についてはこのように対応していこうという事を話し合い、ただ、これは条例に盛り込んだ方が良いというものについては盛り込んでいく形が良いと思います。このあたりについては中間まとめの後の段階で検討しなければならないと思います。

他にご意見やご質問はありますでしょうか。

(委員) :

以前からの個人的な意見ですが、まちづくりは地域交付金と地域事務局のセットであると思っています。協働のまちづくりを推進する拠点が小学校区コミュニティ・センターという事になっていますが、市もその管理運営を現状とは違った形もあるというふうを考えているという話も聞いています。また、このような名前で残っていくものなのか。

地域交付金というものは条例でも触れていますが、地域事務局という言葉はありません。このような言葉の反映が必要なのか、小学校区コミュニティ・センターが今後ともこのような形で続いていくのか、このあたりの話がまだ十分でないと思います。

(会長) :

このあたりについて事務局より回答をお願いします。

(事務局) :

小学校区コミュニティ・センターについては、明石市自治基本条例の中で、まちづくりの拠点であることが規定されていますので、それが原則になると思います。地域事務局については、これから地域で取り組んでいただくモデル事業において、地域事務局というものをどのように位置づけていくのかということを考えていただき、モデル事業の検証も踏まえながら、この検討委員会で条例の中にどのように反映していくのかという事を検討して頂きたいと思います。

小学校区コミュニティ・センターは条例にも定められている施設でもありますので、その辺りとの整合性という問題もありますが、協働のまちづくり推進組織の中の事務局という位置づけということでご議論いただくということなのかなと思っています。

(会長) :

委員の方が以前からおっしゃっていたのは、小学校区コミュニティ・センターを例え

ば指定管理者制度などを活用して地域で運営できないか、という事でした。

また、小学校区コミュニティ・センターという事になると、やはり全て同じようなものでないといけない、といった位置づけになってしまうので、先ほど意見にもありましたが、名称を変更するという事についてはかなり検討していかないといけないこととなりますが、そのような事をお考えになっているのか、という問題だと思います。

(事務局) :

小学校区コミュニティ・センターを地域で管理運営していくというテーマは以前にもいただいていますので、そのあたりについては市も検討していかねばならない課題だと思っています。

現在、小学校区コミュニティ・センターは公の施設という事になっているので、管理する上で、指定管理者制度というものも考えていかないとはいけませんし、どういう形が最もまちづくりにとって効果があるのか相応しいのか、というあたりについてもモデル事業を通じて研究を進めていく事も必要と考えています。

(会長) :

よろしいでしょうか。例えばモデル事業で、小学校区コミュニティ・センターの指定管理者制度を導入するような事業も実施してみることを検討してみてもどうかと思います。

(委員) :

花園校区には小学校区コミュニティ・センターの所長と事務職員がいないので詳しい事はわかりませんが、施設の管理を主に取り組みされているのではないかと思います。現状の体制であれば、所長がいて、校区まちづくり組織があつて、他に中間支援組織があつて、という形になります。私は所長がしっかりしていれば中間支援組織は不要であると思います。所長に能力のある人を据えて貰えれば、直接、所長や事務職員と話し合いながらまちづくりを進めることができます。今のように施設の管理だけでは所長の意味がないと思います。花園校区には所長はいませんが、別に差支えがない状況です。このあたりを考えていただき、能力のある所長を入れていただきたいと思います。

(会長) :

大変面白いご意見だと思います。いくつか実験が出来そうですね。モデル事業で例えば、小学校区コミュニティ・センターの所長に中間支援型の能力を持った方を配置するアイデアもありますし、管理・運営を地域に任せる方法もあります。これだけいろいろな意見が出てきて、このような事を社会実験できる街というのは素晴らしいなと思います。大変前向きなご意見で非常に面白いと思います。

中間支援組織については、コミュニティ創造協会というものがありますが、他にも民間の組織や民間組織の人を雇って小学校区コミュニティ・センターに派遣する、という事も出来るのではないのでしょうか。このような内容であれば、行政内部の施策の中で実施できるものだと思います。

そうすると先ほど委員の意見にもあったように、地域に密着した中間支援のある校区でどのような成果が上がっていくのか、大変興味深いものになると思います。このようにいろいろなアイデアが出てきており、非常に面白いご意見だと思いますので、モデル事業で是非検討して欲しいと思います。

他にご意見はありますか。

(委員)：

まちづくりで先進的に取り組んでいるところもあれば、そうでない校区もあります。当然、地域格差というものが出てくると思います。

事業は税金を使うので、税金の平等性という事を市の人は言いますが、最近はそのような考え方を横に置いておかないとまちづくりが進みにくくなっていると感じています。先進的に取り組んでいる地域はそのまま先進的にまちづくりに取り組んでもらえば良いのではないかと思います。そのように取り組めない地域のために中間支援組織が必要になると思っています。中間支援を必要としない地域は、もともと必要ないのだと思います。このような地域には、自らどんどん取り組んで貰えば良いのではないのでしょうか。中間支援組織が必要ない地域ではこれからは必要がないように頑張って貰えば良いと思います。

市民活動団体と自治会という事で考えると、明石市は自治会中心のまちづくりが先行していて、NPO やボランティアがその後ろについて走っている形になっています。このような状況をこの数年でなんとか変えて、自治会と市民活動団体が並行で走れるような状況になれば良いなと思います。

(会長)：

ありがとうございます。中間支援組織の話は資料の 20 ページに記載されており、これまでいろいろな意見が出されてきました。おそらく機能としてはここに記載されている通りだと思います。

ただ、機能面について中心に書かれていますが、先ほど委員の方がおっしゃったように支援という部分をもう少し明確にした方が良いのではないかという事は一つの考え方だと思います。例えば、どのようにテーマ型組織と付き合っていくのかがわからない、自治会が十分に力を発揮できないから力を貸してほしい、といったようなことを支援する役割であることをもっと明確にすればどうだろうかという事です。ここに記載されているのは「交流・活動支援」であるが、もっと明確に地域を支援することを記載しては

どうか。例えば、地域の活性化を図るために支援することが大きな役割になる、という事を反映することは考えるべきではないかと思います。ありがとうございました。

他に何かご意見はありますでしょうか。

私が気になっているのは、15 ページの青字の部分の 2 行目にある「公共的な課題」という表現です。言わんとする意味はわかります。括弧の中には、恐らく委員の方がおっしゃったような障がい者の方への社会的包摂の問題も含まれるのだと思います。ただ、この表現が気になります。公共という表現をすると「新しい公共」という表現もありますが、どうしても古いイメージに捉えられてしまう。行政主体というイメージになってしまうような気がします。何か良い表現はないのか、と思いながら今回の検討委員会に参加したのですが、皆さん何かありますでしょうか。

(委員) :

社会的な課題という表現があったかと思います。このような課題というのは個人的なものなのだと思います。障がい者の方のことも子育ての問題も全てそうだと思います。このような個人的な問題をいかに一般化していくのか、社会化していくのかという事なのだと思います。ある個人が持っているニーズを実はすごく多くの人を持っていて、それは一人の課題ではなく、社会的に考えていけないというものなのだと思います。

社会的な課題、という表現が良いのかはわかりませんが、公共的な課題という表現は違うのかなと思います。

(会長) :

いまおっしゃったように子育てはこれまで個人の問題でした。これを保育所について行政で面倒みましょうというのが福祉国家としての考え方でした。今は国家だけではなく、社会全体で子育てを考えようというのが新しい考え方です。このようなものが「新しい公共」という事になりますが、まだそこまで故郷のイメージというのが広まっていないのかな、というのが私の疑問点だったので、何か別の表現を考えて欲しいな、という事でした。社会的課題というのが一つの表現であると思います。これはこだわる訳ではありませんが、個人的に引っかかった部分です。

他にご意見はありますでしょうか。

(委員) :

その文章に関連することで述べさせていただきます。文章の中の「共通の目的」というのはどのような意味なのでしょう。提案された問題に関して協議されて行動を起こすということはわかるのですが、それが果たして共通の目的という事になるのでしょうか。それがあから公共的な課題という事になるのだと思いますが、公共的な課題とい

うのも何なのかわかりません。

(会長) :

ありがとうございます。「共通の目的」は「公共的な課題の解決」という文章にかかる言葉になると思います。では「共通の目的」とは何なのか。既に議論してきていまして、地域に活力を持たせるとか、地域はもっと仲良く暮らせるとかといった広く遠くにある意味のもの、社会的包摂を進めるなど卑近な意味のものなどいろいろ目的があって、そういうものを解決していきましょう、という事です。具体的には記載されている通りですが、そのようなものを地域の中で見出しあって合意を得ていきましょう、という意味になります。ただ、前から目的の意味が二つあるというご指摘もありましたが、確かに「共通の目的」という言葉は二つの意味があるものなので、少しわかりにくい文章になっていると思います。

(委員) :

一人が反対の意見を出すと共通の目的とは言えなくなるので、例えば、協議された目的を達成する、といった表現ができないでしょうか。

(会長) :

恐らく組織の中の話をするとなかなかそのような形になるのだと思います。ここで言う「共通の目的」には二つの意味があって、非常に大きな目的と実際に協議されてみんなが「とりあえず今はこれに取り組みましょうという目的」という二つの目的がかかっているのど文章がわかりにくくなっていると思います。

ありがとうございます。このあたりは整理しながら考えたいと思います。

他は如何でしょうか。

(委員) :

昔からまちづくりは自治会が中心であるところが殆どだと思います。小学校区単位のまちづくりという事になっても、私が聞く限りでは名ばかりという地域が多くあります。自治会を中心とした地域にはボランティア団体が入りにくいという話をよく聞きます。地域によってそれぞれ違うとは思いますが、やはり様々な団体を含めて、もう少し幅広い形でまちづくりに取り組めたら、と思います。

それから先ほどから話に出てきていますが、先進的に取り組んでいるところは良いですが、まだ昔ながらのやり方でまちづくりに取り組んでいる軌道に乗っていない地域もあります。そのような地域は、他からの力も借りながら、少しでも先進的な地域についていけるような支援をすることも必要ではないかと思います。

(会長) :

ありがとうございました。先ほどお話しました 20 ページの中間支援組織の部分について、地域に対する支援についてももう少し明確に書いた方が良いという事について、実際に地域の現状を踏まえて、同じご意見であるというお話だったと思います。ありがとうございました。

他にもご意見がありますでしょうか。

(委員) :

地域ではやはり自治会・町内会が中心になって、プラスアルファで高年クラブとかボランティアとかが動いてくださっています。本当に自治会・町内会だけで動いている地域はないと思います。ただ、やはり自治会・町内会が中心にならないと回りにくいことが殆どであると思います。別に疎外している訳ではありませんが。

小学校区単位でいろいろな取り組みがあります。小学校区単位で啓発活動を行っている、やはり自分の地域に合った啓発活動をしないと本当のまちづくりが出来ないと最近感じました。防災訓練にしても自分の住んでいる地域の道路幅がどうであるとか、住民に年寄の人が多いたとか、避難所は指定されている場所よりも他に良い場所があるのではないかと、そのような事を考えていく必要があるのではないかと最近考えています。それぞれの自治会・町内会が充実した活動が行えるようになれば校区全体のまちづくりにおいてもより広く大きな活動が出来るのではないかなと最近は考えています。

(委員) :

私も今も単位自治会の会長を務めていますし、自治会に 25 年から 30 年かかわっていますので、そのようなご意見はよくわかります。ただ、ボランティア団体の代表として皆さんのご意見を聞いていますとそのようなお話がありますので、それを発言させていただきました。

(委員) :

私の校区の自治会長に聞かれたら叱られますが、地域の団体に対し、自治会はお金も含めた様々な支援をおこなっていますが、子ども会や PTA などは自主的に取り組んでいただいていると思っています。

毎年正月明けには PTA、子ども会、高年クラブ、自治会全体で行事を行っています。これをみんなで相談しながら決めています。ですから、いろいろな場面において自治会だけで勝手にまちづくりを進めているとは思っていません。

例えば小学校区単位の意見交換会などでは、若い人が多く集まってきてくれます。PTA や子ども会など若い人に多く出てきて貰うように心がけています。しっかり支援していると、このような方々が自治会の役員になってくれたりもします。

スクールガードにも取り組んでいます、ボランティアの人に取り組んで貰っています。何かボランティアも高年クラブも自治会も境目がありません。

自治会としては金銭的な支援を行い、体も動かして、若い人に喜んでもらえれば一番良いと思っています。

(会長) :

ありがとうございました。既にこれまでの議論で、自治会・町内会は協働のまちづくり推進組織の中で最も重要な組織であることを記載する形にしております。このあたりについては皆さん同意いただいていると思います。

恐らく先ほどの委員の方がおっしゃっていたのは、例えば協働のまちづくり推進計画を作る際にどのような形で作成すれば良いのか、合意形成のあり方をどうすれば良いのか、といった事に係わっていくと考えます。自治会などの団体が具体的にどう動いていくのかということについてはそれぞれのまちづくり計画に基づいて動くことになるので、このような各種団体の動き方までは条文には反映していません。先ほどご意見があったように、自治会と他の地縁型組織が一緒になってどのようにまちづくりに取り組むのかという事についても恐らく計画の中に書き込んでいくことになるのではないかと思います。協働のまちづくり推進計画についての内容はまだ固まっていません。後ほど話し合えればと思っていますが、恐らくこの計画の中に校区の中で実際にまちづくりを進めるには自治会がこのように動かないと進みませんよ、という事を記載していく事になるのだと思います。

いまご意見をいただいているのは、協働のまちづくり推進計画の作成にあたって、例えば構成員の役割をしっかりと考えて計画を作らなければならない、という事なのだと思います。

この協働のまちづくり推進計画については、まだ計画を市に届け出るという議論しか出来ていません。そういった事以外に、例えば、計画は構成員が作成しなければならないとか、構成員の役割を考えながら作成するといったような、作り方の部分について考えていく必要があると思います。

他にご意見はありますか。

(副会長) :

基本理念の部分はあまり長々と説明する部分ではないと思います。ただ、「公共的な課題」という表現について議論になりましたが、まずは課題を把握するプロセスが重要になると思うので、「地域の課題を把握し、共有し」というニュアンスの文言を入れておいた方が良いのではないかなと思います。いきなり課題ありきではなく、課題を探してみんなでシェアすることが重要なことだと思うので、そういったニュアンスを少し加味したほうが良いのではないかと思います。

あと、細かい話ですが、17 ページの「協働のまちづくり推進組織の運営と役割」のところの②で、「その課題やビジョンを解決し」という表現があります。課題は解決するものですが、ビジョンを解決するという表現はおかしいのではないのでしょうか。

(会長)：

ありがとうございました。他に何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。

いろいろな修正点や新たなご意見がありました。これまで議論があまりできていなかった協働のまちづくり推進計画についてのご意見がありましたので、このあたりも加味して頂ければ、と思います。

また、中間支援組織についての役割の部分については、地域を支援するという部分を強調する形に修正すること。更に 15 ページの基本理念の部分については、「自律的な」という文言の配置場所の変更、「共通の目的」という部分の明確化、先ほどご意見がありました「課題を探し出して共有する」プロセスについて記載すること、「公共的な課題」という表現の変更、という点において修正等の対応をお願いしたいと思います。

他にももしご意見がないようでしたら、3 番目の議題に移りたいと思います。

協働のまちづくり推進計画の概要ということで、他市の事例ということも含めてご説明いただき、イメージを膨らませていただき、最後の中間まとめの議論に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

4. 協働のまちづくり推進計画について

(事務局)：

資料 3 により「地域まちづくり計画の概要」について説明

(会長)：

ありがとうございました。先ほど副会長からご意見がありましたが、どういう考え方、目的でこの計画を作るのか、といった事はやはり記載する必要があると思います。このような課題があつて、これを解決するためにこのような計画を作りました、というものです。また、実際にまちづくりを進めるために自治会がどのようにかかわっていくのか、このような具体的な話も恐らく本当は記載する必要があるのではないかと、という話は先ほど出ました。

資料 3 の 32 ページ、33 ページをご覧ください。まちづくり計画に関する他市の条例等が記載されています。これを見ると条例等の中にはまちづくり計画に記載する細かい項目までは定められていません。事務局でわかりやすくゴシック体で表記して頂いていますが、何をまちづくり計画に記載するかと言うと、「地域の課題」、「目指すべき方向性を明らかにした地域の独自振興計画」、「まちづくりの基本方針」、「将来像」、「事業等」などいろいろな記載内容があると思います。恐らくそのあたりの内容が先ほどの事務局

の説明に含まれていたのだと思います。

課題は何か、どのような目的を持っているのか、計画は持っているのか、参加者は誰か、具体的にどのように進めていくのか、そのようなことまで本来は計画に盛り込まれるべきだろうと思います。それは条文に書き込むかどうかは別にして、協働のまちづくり推進計画の内容はそのようなものになるのだろうと感じました。

もし何かご質問やご意見がありましたらお願いします。事例を見ていただいて、実際に各地域でこのようなものを作成することを考えた場合の想定でも結構ですので、ご意見をいただけたらと思います。

(委員) :

このような計画とモデル事業の関係はどのようなになるのでしょうか。

(会長) :

事務局のかた出来る範囲でお答えください。

(事務局) :

モデル事業では、今ある組織で足りない部分をもう少し強化していただいた上で、改めて地域の現状を踏まえて地域のビジョンを皆さんで考えて、そのような中で基本計画や実施計画といったまちづくり計画を作って頂くこととなります。この条例検討委員会でもご議論がありましたが、地域交付金制度を考えた時に、やはり地域でどのような事に取り組むのか、どのような事業に交付金を優先的に使っていくのか、といった合意形成もしていただく必要があります。また、地域で注力する内容をこのような計画にして明らかにしていくステップも必要と考えます。

モデル事業の取組みにおいても、市やコミュニティ創造協会が関わりながら、地域の実情に応じたまちづくり計画を作成する。最終的な計画書のアウトプットは今回提示した事例のようにはいかないかも知れませんが、まずは実践してみて、上を目指して取り組んでいただければと考えております。

(会長) :

モデル事業でこのような計画を作ることがファーストステップになるということでしょうか。

(事務局) :

ステップの2段階目、3段階目といったところになると思いますが、このような計画書を作っていただき、その後にその中から選んだソフト事業を実践するというステップになります。このような計画作りをモデル事業で取り組みたいと思っています。

(会長)：

そういうことですが、いかがでしょうか。恐らくファーストステップは考え方の共有化とか組織化、セカンドステップが計画作り、サードステップが実際の実践、という事になるのだらうと思いますがいかがでしょうか。実際にご質問頂いた委員の校区はモデル事業に立候補したと聞いていますが。

(委員)：

大変な事業に申し込んでしまったかも知れません。少し頭を入れ替えて頑張りたいと思います。

(会長)：

他に如何でしょうか。

(委員)：

論点が少し異なるかも知れませんが意見を述べます。協働のまちづくりが必要になった時代背景ですが、行政需要が非常に多様化したこと、少子高齢化であること、それとやはり行政の財政状況の逼迫ということが大きな問題となっています。このようなことから、これからは公共サービスの全てを行政で提供することが出来ない、困難であるという事になるのだと思います。このようなことから、市民も公共サービスを提供していく必要があります。需要者という立場だけではなく、供給者とならなければならない、という事になると思います。

行政が行うと多額の費用が必要になるけれど、市民の方が自主的に取り組むと低額でサービスを提供できる。それでいて効果は大きくは変わらない、という事になるのではないかと思います。その卑近な例がスクールガードです。あのサービスを民間の警備会社に委託すると多額の経費が必要になります。今は若干のお金を行政が出していますが、非常に低額な予算で効果をあげられている事業となっています。このような内容のものを行政は協働のまちづくり推進計画の中に要望すべきであるとは私は思っています。

将来的には高齢独居老人の方への家庭訪問などを協働のまちづくり推進組織で取り組んでいただくと低額な予算で事業が出来るという事にもなると思います。

計画づくりを地域の方々に任せてしまうのではなく、行政も協働のまちづくり推進計画に盛り込んで貰う内容がある旨を条文のどこかに明記した方が良いと思います。

(会長)：

ありがとうございました。その件については、資料2の18ページの協働のまちづくり推進計画のところの検討途中と表記されているところに反映されています。要するに、行政側にもメリットになる内容を盛り込んではどうかというご意見を再度補足いただ

いたということだと思います。

事例を見ても、地域がやりたいことというのが計画書の中に記載されていますが、それが行政課題の解決にどう繋がるのか、という部分までは記載されていません。そのあたりの事まで計画書に記載した方が良いのではないかと、というご意見だと思います。

一方で、行政が気付いていない課題の解決という事もあるかも知れません。そのような課題の場合どのように記載するのか。必ずこれを書いてくださいという事になると書けない地域が出てくるかも知れません。このあたりについては恐らくいろいろな意見があらうかと思えます。そのあたりについてもご意見をいただけますか。

(委員) :

少し内容が異なるかも知れませんが、我々、江井島校区でもモデル事業の説明を受けましたが、具体的に良くわからないという事がございました。そのような中、自治会長等で検討して貰って、最終的にモデル事業に挑戦してみようという話になりました。その検討の過程で、住民アンケート調査やグループワークを実施しようという意見が出たんですが、今回の事例を見ていて、他市でも取り組んでいることがわかり、地域で出た意見は良い意見だったんだなということが確認できました。

しかしながら事例のような計画書を作るという事については、内容が行政が作るようなものとなっており非常に難しい内容で、地域の人が本当に出来るのか、という点に不安を持ちました。簡単な形で例えば申請書を書くだけで認めて貰えるような形に出来ないものなのかと思いました。

(会長) :

恐らく良いところをご指摘いただいたと思います。計画書の内容はかなり中身が濃く、余ほど手馴れていないと作成できないのではないかと思います。ただ、このような取り組みを行いたい、モデル事業に取り組みたいというお考えをお持ちであるという事は大事なことだと思います。

条文の中に先ほど申し上げたような計画に記載すべき細かい項目を書くことは多分出来ないと思います。地域の課題はなにか、それをどのように共有していったのか、共有されてどのような方向で解決策を目指しているのか、という事が条文に書かなければいけない内容なのだと思います。あとはどのように進めていくのか、それから効果。お話にもありましたが、行政の支出を減らすことができますというのも効果だと思いますし、行政では把握できなかった課題をこれで解決できるというのも一つの効果と言えると思います。このような事業による効果を計画の中に盛り込んで下さい、というのも一つの方向性だと思います。

ただ、そこまで計画に記載するとなると、先ほどのご指摘のとおり、難しくて出来ないという地域が出てくる可能性もあります。だからこのあたりについて皆さんのご意見

をいただきたいと思っていますがいかがでしょうか。

通常の場合、目的、方法、成果というところが特に計画の中に記載されるべき項目になりますが、そのような内容を条例に盛り込んでおくのか、それとも少しでも多くの地域が計画を作れるように曖昧にしておくのか、いろいろなご意見があると思いますが如何でしょうか。

(委員) :

まず自治基本条例があり、協働のまちづくり推進条例があります。これ以外に、各地域での協働のまちづくり推進組織の会則、つまり地域ならではのルールが出来上がることとなります。これに則ってアクションプランを作り、到達点を決めて目標を達成することとなります。このプランを作成する際に地域が責任を持って自由に作る事ができるのか、また、全ての地域がバラバラに作って良いのか、という問題があると思います。この点については段階を踏んでルールをいくつか作る、また何段階作るのか、実際にアクションするにあたってどういうことが必要なのか、といった事を共通化しておいた方が良いと思います。先進的な地域は良いですが、自分たちだけでまちづくりに取り組めない地域はどのような段階で考えていけば良いのか戸惑うところがあると思います。

(会長) :

条例は市全体の話になります。各地域のルールと言うのは、各地域で考えられていくという事になる。ここで段階というお話をされました。もう少し具体的にそのあたりのご説明をお願いします。

(委員) :

漠然とした話でした。やはり様式的なものは作らないといけないと思います。地域で勝手に様式も作って良いという事になれば評価も出来なくなると思います。様式までは市と地域と一緒に考えて、その様式を地域がアレンジしていく形が望ましいと思います。

つまり、条例に加えて条例に沿ったもう少し具体的な様式を作る必要があると思います。その様式に則って各地域の組織にももう少し詳しい会則が必要になると思います。このあたりの段階を踏まないと、最終的にみんな合意できないことにもなると思われまじ、こういうものが必要になるのではないかと思います。

(会長) :

協働のまちづくり推進計画のところについて、現状では「計画を届けなければならない」という事だけが話し合われていますが、その計画の中身のある程度、全ての地域で共通化しておいたほうが良いだろうというご意見だと思います。そのためのステップとして、様式という表現をされましたが、例えば、市民との協議の上、提出項目等を定め

なければならない、といった事も反映した方が良いという事ですね。そうすることで、多分時代に応じて、市民からの要請に応じて、このような事を計画に書いて欲しいという事が市から言う事が出来る。それを市民が計画に反映できる、出来ないというところを判断するようにする。このような計画の作り方のようなところも条文として書いていけばどうか、というご意見でしょうか。

(委員) :

地域に縛りかけるという意味ではないのですが、どこまで自由にやっていただくかというのは、すごく難しい問題です。自由に計画を作ってくださいという言い方をすると、手順もわからないし、その段階もわからない。どれくらいのもを作れば良いのかもわからないかも知れないという事があると思います。条例ではここまで定めることは難しいと思うので、その次の段階で話あっても良いと思います。地域によって実情も異なりますし、モデル事業に取り組んでから、という事でも良いのではないのでしょうか。

(会長) :

ありがとうございます。

(委員) :

このような計画書の事例を見ると、地域を見直す良い機会で活性化を図ることが出来るのではないかと感じました。できればこういうものを作成するのに挑戦してみても良い、とも思いました。計画づくりを通じて地域を見直し、みんなで話し合う機会にもつながっていくように感じました。中間支援組織や市が支援していく形で計画づくりが進めば、と思います。

(会長) :

ありがとうございます。では、次の方どうぞ。

(委員) :

モデル事業での地域のまちづくり計画の作成について、我々の校区は何とかできるのではないかと予想しています。我々の校区では地域内でモデル事業の説明を2回実施しました。たまたま我々の校区では多数の方がやりましょう、と言って頂いたので取り組むことになりました。このような経緯ですので、我々の地域が先進的な地域であるのか、そうでないのか、というところまではわかりません。とりあえず地域の各団体の代表者が集まってモデル事業に取り組むことを決めましたので、モデル事業でも同じような体制で取り組んでいきたいと思っています。

モデル事業にあたって、市からは考え方やコミュニティ創造協会からは公開性や透明

性などこのような言葉に置きかえてはどうかという資料を貰っています。とりあえず校区の5,500世帯にモデル事業の考え方や取組み方針を伝え、意見を募りたいと考えています。アンケートという形なのか、お知らせという形なのかはわかりませんが、市はこういった事を踏まえて欲しいと考えている、コミュニティ創造協会はこのような形で支援し協働する、校区まちづくり組織はこういった形で取り組む、といった内容のものをまず最初に全世帯に配布したいと考えています。先進的な地域であるという事には自信がありませんので、とりあえずそういった形で進めていきたいと思っています。

(会長) :

ありがとうございました。いろいろと大変であるという事がわかりました。では、次の方をお願いします。

(委員) :

イギリスのサッチャー政権時に流行ったまちづくりの手法でグラウンドワークというものがあります。環境整備に関してグラウンドワークという手法を使って、かなり予算を絞り込むことができたと言われていています。要するに公共事業の見直しを行ったのですが、その時に主役になったのがやはり市民でした。スクールガードも小さなグラウンドワークだと私は思っています。だから明石のまちづくりにおいてやはり明石らしいグラウンドワークの一つのマニュアルのようなものを作っていくと明石の特徴も出てくるのではないかと思います。

まちづくりについて先進的な地域もあればそうでない地域もある中で、この様式でこの部分を埋めましょうというような最低ラインのマニュアルを作成し、それをテキスト化する。そのようなテキストも必要だと思います。

グラウンドワークというのは非常に良い手法だと思っていて、イギリスに何度も行って、それを持ち込んでまちづくりを展開している自治体もたくさんあります。明石でもスクールガードなどはそのようなものであるし、グラウンドワークというのもどうかなと思ひ、お話をしました。

マニュアルは結構作ることが多いですが、テキストも必要だと思います。何を指してまちづくりに取り組もうかなという事をわかって頂く意味でもテキストは必要だと思います。

(会長) :

ありがとうございました。グラウンドワークは確かにイギリスで流行していましたね。片手にスコップ、片手にビール、といった言い方をしていました。例えば公園の整備で、公園を整備してよいという許可は行政が行い、市民が整備する。例えばその花壇に企業の寄付金で種を買う。このような手法により、行政が公園整備を行ったらかなりのコ

ストが必要であるものでも市民が取り組むことで安くできる。このようなグラウンドワーク手法は三島などで流行っていたように思います。いま我々がやろうとしている事は確かにそのような側面があります。民間企業があまり入ってこないで、このような事はテキストの中で語らないといけないところかもしれませんが。

ご意見にあったように条例の中に細かいことまでは記載出来ないと思います。ただ、委員の方がおっしゃったように、協働のまちづくり推進計画の作成にあたっての行政の役割については記載していく必要があるのかなと感じました。それはまた、テキストづくりという部分に係わってくる話だと思います。やはり協働のまちづくり推進計画の作成にあたって勝手に決めてくださいという訳にもいきませんので、行政も一緒に係わっていく必要があります、そのあたりは条文に反映する必要があるのではないかと思います。ご意見ありがとうございました。

他にご意見はありますか。

いろいろなご意見がありました。まとめますと、あまり細かく項目は書かずに、課題、解決方法、目標、などに留める。また、計画作成には行政も一緒に考えるといった行政の役割についても記載する、という事でよろしいでしょうか。おそらくこのようなものは他の自治体ではないようなものですので、明石独自のものかと思います。

ということで、これまでいろいろなご意見を11回にわたってご議論頂きました。本当はこの条例検討委員会で条例のたたき案を作成して市長に答申し、市長提案で議会に諮っていただくという事を目標にしてきましたが、先ほどから何度か話にあるように、実際に地域に取り組んで頂かないとわからない部分がいろいろと出てきました。協働のまちづくり推進条例は理念条例ではなく、手続条例ですので、実際に地域に取り組んで頂いて齟齬をきたす部分を修正していく必要があろうかと思います。つまりモデル事業に手探りで取り組んで頂きながら、その中の結果を条例にフィードバックしていく必要があります。

では、条例検討委員会の成果はどうすれば良いのかということで、市の職員の方が大変ご苦労いただき、いままでの議論を全て盛り込んだ中間まとめという大変立派な資料を作ってくださいました。皆さんもご覧になられて、今までの議論がこの中に整理されて書かれていて驚かれたと思います。この内容について皆さんのご意見もいただきたいと思いますので、事務局よりご説明をお願いします。

5. 中間まとめ(案)について

(事務局) :

資料4により「中間まとめ(案)」について説明

(会長) :

ご説明ありがとうございました。事前に資料を見て、これはこれまでの議論の復習に

なったな、と思いながら確認をしましたが、皆さんはいかがでしょうか。何かご意見をいただけますでしょうか。

事務局からも説明がありましたように、「中間まとめにあたって」というところを見て頂きたいのですが、ここにこれまでの検討経過がまとめられています。この条例検討委員会は、行政が提案してきた条文を一つずつチェックすれば3回で終了してしまう委員会かも知れませんが、私はそうではなくゼロから作り上げたいという事を申しました。明石市がこれまでコミュニティ行政を中心に頑張ってきて、そのような成果を踏まえて議論していきたい、このような考えがありここまで大変時間がかかりました。地域でワークショップも実施し、地域の状況を委員の方に見ていただきながらここまで組み立ててきたという事をここに書かせていただきました。

一方、協働のまちづくり推進条例の位置づけとなぜこの成果を現段階で取りまとめたのかという記述に物足りなさを感じます。この書き方であると、何か途中で時間切れになってしまったというイメージに捉えられかねません。本当は、モデル事業を経て内容をさらにブラッシュアップしたいという思いであり、そのあたりがもう少しうまく表現できればと思います。何か時間切れで中間まとめとなり、とりあえず発表しましたというイメージに見えてしまうので、そうではないだろうという思いであります。

これだけの議論を重ねてきた委員会というのはあまりないだろうと思いますので、そういった事をまず皆さんに知って頂いて、これから始まるモデル事業を経てブラッシュアップしたいという事を私としては強調したいと思っています。このあたりは事務局案では表現できていませんが、まずこの35ページの内容についてご確認いただき、何か修正点などがありましたらご指摘ください。

これだけのゼロから積み上げてきた議論についての考え方をまとめるページです。これまでの議論は市民の方々に協働とはこのようなものであるという事を示せるような一つの達成事項であると思います。このような事を踏まえて、今後、条例の内容を地域で円滑に進めるために、現実の課題に対するチェックというか検証というか、そういったものが必要であり、それがモデル事業の開始であると私は位置づけています。

ご意見いかがでしょうか。

(委員)：

おっしゃるように少しさらっと書かれ過ぎているように思います。もしスペースが許されるのであれば、12人の委員が検討したということだけではなく、多様な委員がいろいろな視点で議論したのかという事を書いた方が良いと思います。私はまさにこの場が、行政、NPO、ボランティア、自治会の方々が参加されたある種の協働の場であるような意見交換が出来たのではないかと感じています。いろいろな立場の方が条例検討委員会に参加されていろいろな視点からこの中間まとめを作り上げたという事がわかるような文章になれば良いと思います。

(会長)：

ありがとうございます。確かにおっしゃる通りです。この場が協働の実践の場であったというのはまさにその通りだと思います。

他にご意見や付け加えたいことはありますか。

それでは、私が先ほど申し上げたように、この中間まとめが一つの集大成である、という位置づけにして欲しいということと、これから条例化に向けてモデル事業の結果を踏まえて更に内容を磨き上げていきたいということを明記して頂きたいと思います。また、委員のかたがおっしゃったように、この場が多様な人が加わった協働の場であったことも記載頂きたいと思います。

それでは、内容についてご意見をいただきたいと思います。ページを指定し、これをこのようにというご指摘を下さい。

(委員)：

かなり意見や質問があります。時間的には問題ありませんか。

(会長)：

このページのこれといった形でご指摘頂けますと大丈夫だと思います。

(委員)：

まず 37 ページから申し上げます。2 行目に多様さと質の充実というこういう表現があります。充実といいますと、やはり既存のものを満たすとか、そういうイメージがあります。例えばこれまでの画一的な行政サービスではなく、質的な変化を求められるということも当然あると思いますので、例えば質的改善とか、これは正しいかどうかわかりませんが、そういう表現が良いと思います。

それから、次の段落のところでも 3 行目、市民と市、市民同士の情報の共有や参画と協働、こういう表現がありますが、この三つを羅列するのはちょっと苦しいと思います。と申しますのは、情報の共有でまちづくりができるわけではなく、参画と協働があつてまちづくりができる。情報の共有というのはその潤滑油でございまして、この三つを一緒にするのはどうなのかなと思います。表現の工夫が必要だと思います。

それから 38 ページでございすけども、上から 3 行目、明石市ではというところの文章につきまして、活動を積み重ねています、という表現になっていますが、活動をとというのは主語が必要です。だから活動が積み重ねられていますという表現が良いと思います。

続いて、積極的に発言しというところで、文脈を考えると「市民が」ということになるとは思いますが、この文に主語がありません。だからこれはちょっと文言の整理が必要であると思います。

同じページで、市民、自治会があまりにも強調され過ぎていて行政に関する記述が出てこないというのはいかがなものかと思います。やはり現代社会のパラダイムの一つで、やはり協働という大きな問題であり、その協働の中でもやはり市と市民ということが大きなポイントになってきます。ここでは行政の役割とか出てこないで、行政についての文章を盛り込んでほしいと思います。

その下のところですけども、「地域課題に対する市民の一步進んだ、より積極的なかわりや活動」とありますが、これは言葉を返せば市民自治の一つであろうと思います。その市民自治が「協働のまちづくりの出発点である」となっています。そしてその結びが「市民自治の充実」という表現になっています。一方で下から2行目について「市民自治によるまちづくりを推進し」となっています。このあたりのロジックの整理が必要ではないかと思います。やはりまちづくりの前提というのは市民自治であり、まず、市民自治があつてから協働のまちづくりだろうと思います。そのまちづくりが進むことによってさらに自治が進むということでございますけれども、やっぱりバックボーンは市民自治ではないかと思っております。

(会長) :

一旦ここで切らせて頂きます。条例の制定の背景のところ、自治基本条例に基づいて今回の条例を作っているということで、では市民自治は何ぞや、というものが本来あったうえで書かれているべきであるというご指摘かと思っております。このあたりの意味合いの整理が未整備ではないかということで、検討してもらおうと思っております。

他に何点か言葉の使い方についてご指摘いただきました。「多様性と質の充実」という部分は確かにおっしゃる通りで、「質の変化」や「質の改善」という表現に修正するのは如何でしょうか。

それから、情報の共有、参画と協働についてのご指摘ですが、これは、ご指摘のとおり情報の共有という言葉は抜いて、「市民と市、市民同士の参画と協働によるまちづくり」という表現で良いのではないかと思います。

このような方向でよろしいでしょうか。では続けてお願いします。

(委員) :

40 ページでございますけども、これは最初の検討委員会で申し上げたことなのですが、(1)の四角ところの①、市民力を生かしたという言葉がございまして、この市民力というのは市民権を得ていない言葉でございまして、その市民力という言葉はここに使うのであれば説明をする必要があると思います。

それから②のところは、先ほど申し上げた自律的な行動という言葉の位置でして、それは先ほど申し上げましたので省略します。

それから41 ページですが、適切な役割分担、互いの特性の尊重、それから自律的な

行動とありますが、これは表現を変えていますと同じような内容だと思えます。3つの言葉を並記するのはどうなのかなという気がいたして、例えば互いの特性の尊重、自律的な行動があって適切な役割分担、こういうふうに結ぶとどうかと思えます。

図の白抜きのところですが、質の高いという表現があります。質の高い社会というのは一体どういうことを指しているのでしょうか。個性を生かした社会というのはわかります。心豊かな社会もわかるのですが、質の高い社会というのは何をもちて質の高いつけるのかが明確ではないと思えます。

続きまして 44 ページの下から二つ目の段落ですが、先ほど副会長がおっしゃいましたが、「課題やビジョンを解決し」とあります。その下に、「発展的に継承していく」という表現があります。ビジョンは発展的に継承することはありますが課題の発展的継承というのはおかしいと思えます。「成果を振り返り、発展的なまちづくりを継承する」という表現が良いと思えます。

それから 49 ページです。先ほどの個人の参加の問題など合意形成についてはいろいろ問題がございまして、やはりこの辺は非常に重要な問題なのでもう少し議論が必要だと思えます。この (5) の①のところ、「合意形成の方法は各地域で決定する」という表現がありますが、やはり民主性の担保ということは絶対に必要だと思えます。ですから、ここで「民主性の確保を前提に各地で決定する」といった表現が望ましいのかなと思っています。

続きまして 52 ページの上のほうの四角のところの③中間支援のところですが、「情報の共有」とありますが、これはやはりもう少し突っ込んで、「情報の収集・発信」にしたほうが良いのではないのでしょうか。中間支援組織が協働のまちづくり推進組織の情報を収集して、それぞれの協働のまちづくり推進組織にフィードバックする、発信することが非常に重要になってくると思えます。それが協働のまちづくり推進組織にとって参考になると思えます。中間支援組織は、例えば季刊紙などを発行して、協働のまちづくり推進組織に配布して参考にしてもらおうとか、さまざまな方法があると思えますが、共有ではなく収集と発信のほうがベターではないかと思えます。

それから 56 ページの二段落目、NPO やボランティアのところですが、その最後のところに、区域外の方が構成員として活動することは少し難しいと思われ、という内容になっています。その次の段落で、結びとして、積極的に関与し、ともに協力することが重要だと書いてあります。この文の流れとして、「構成員として活動することは少し難しいと思われ、しかしながら、特定の地域で」という内容に修正すれば意味が通じやすくなるのではないのでしょうか。

続きまして 57 ページです。NPO やボランティアなどのテーマ型団体だけでなく、自治会・町内会や PTA なども含めて支援するという形になっています。しかしながら、自治会等は協働のまちづくり推進組織の一員となります。協働のまちづくり推進組織を通じて自治会・町内会等への支援があると思うのですが、それとは別途に支援をする

いう表現に捉えられかねないと思います。それは問題があるのでしょうか。

そのページの4行目ですが、「テーマ型団体は活動の場を持っていません」と断定してあります。この場というのはどういう意味なのでしょう。例えば、普通は活動の場というと、具体的な活動の場所を指すと思います。活動の場を持っていませんとなると、少し疑問が生じます。例えばこれが活動の拠点がないという意味であれば理解できます。その辺は言葉の整理が必要だと思います。

(会長) :

ありがとうございました。40ページのところの「質の高い」といった表現や「市民力」という言葉は平成18年に作成された「協働のまちづくり提言」から引用されたものだと思います。この提言を作られたのは根本先生でして、根本先生は市民力についての本も書かれているので恐らくその言葉であろう、という話を第1回検討会議でもお話していました。このあたり、もう一度ご確認いただき、説明が必要な部分は説明するようにしたいと思います。

②の自律的な行動という言葉の位置については整理していただきたいと思います。

44ページの部分については、「発展的にまちづくりを継承し」という感じで意味が通じるようにするという事でしたが、確かにこのままであると「課題を発展的に継承し」と読み取れなくもないので文脈上おかしいというご指摘はごもっともだと思います。ここは整理していただこうと思います。

49ページの合意形成の部分ですが、民主性の根幹は何なのかという事は事務局とも話し合い、手続きであるという話になった経緯があり、そこが大事であるという事で②に反映しました。ご指摘のように①には入れていないが、②で担保しているのでそれで良いと考えていたのですが、委員のご意見としては、①でも明確にすべき、というご意見でした。この部分については皆さんのご意見も伺いたいところではありますが、意思決定には多数決や全体の7割の合意、とことんまで話し合う、などいろいろな方法があります。ただ、これを明確に示し、みんなが知っていることが重要であるので、これを条文に反映しようという議論をしたと思います。ただ、おっしゃったように合意形成の前提になるのは民主主義的な民主性ということは当然あるので、それを明記するというのも一つの方法かなと感じますが、何かご意見いただけないでしょうか。

(委員) :

会長のおっしゃる通りで、確かにそういうことが言えると思います。解説部分にも民主性についていろいろ書かれていますが、明確にするのであればそのような形で反映いただけたらと思います。

(会長) :

どのような形で反映していくのかについては事務局にお任せするとしまして、民主的なとか、民主的な精神を持ってとか、民主主義の精神を持って、などの書き方があるのではないかなと思います。民主性というのはまた意味が異なるように思いますので、少し言葉を整理して頂いて、もう少し民主主義の考え方をしっかり踏まえているということがわかるように明記する方向にしたいと思います。

他に中間支援組織の部分でもご意見をいただきました。情報共有というのは収集して発信することだと思います。市と団体だけでなく、各種団体同士も含めた情報共有という意味ですので、収集・発信という意図が入っていると思います。それをはっきりするために収集・発信という内容に変更してはどうか、というところでした。

56 ページについては、「しかしながら」という文言を追加することで文章の繋がりが良くなるというご指摘はごもっともですので、そのような形にしたいと思います。

57 ページの活動の場を持っていないというのは、恐らく活動する特定の地域という意味だと思うので、そのあたりはわかるように書いて頂きたいと思います。テーマ型組織は特定の地域だけで活動しているのではなく、課題があるところで活動している訳ですから、そのあたりが明確にわかるようにしたいと思います。

ご指摘は以上でしょうか。このような形で文章の整理をしたいと思います。

ほかに何かお気づきの点がありましたらお願いします。

(副会長) :

41 ページの図の中にも公共的な課題という表現があるので、修正していただきたいと思います。

(会長) :

今日議論しました協働のまちづくり推進計画の部分などは、中間まとめにも反映されると思います。

他にご意見はありますか。

(委員) :

57 ページの「活動の場」は会長が先ほど地域の事を指しているのではないかというお話をされていましたが、少し違うのではないかと思います。「市民活動センターなどのテーマ型団体の活動の場を提供していく取組みも必要ではないでしょうか」という事ですので、場は拠点を指すと思います。

(会長) :

ここは事務局にご説明をお願いします。

(事務局) :

拠点という意味です。協働のまちづくり推進組織の拠点が小学校区コミュニティ・センターという事で決まっているのに、テーマ型団体にはそのような拠点が無いということでこのような文章を作成しました。

(会長) :

わかりました。では委員の方のご指摘が正しいという事ですね。

(委員) :

活動の場を持っていないとなっていますが、持っている団体もあるのではないのでしょうか。拠点が無いのに活動は難しいと思うのですが。行政として拠点を作りたいという意図があるように感じます。

(委員) :

私はエリアを定めていないという意味だと思っています。

(委員) :

そうすれば意味が通じないと思います。

(会長) :

私もエリアを定めていないという意味だと思いました。テーマ型団体を支援する仕組みについてどのように盛り込んでいくのかについてはまだ議論が十分ではありません。ただ、恐らく拠点の問題は一つの課題になっていると思われます。もし拠点という意味であれば、例えば「テーマ型団体の場は特定の地域に根差していないこともあり、特定の拠点を持っている訳ではない団体も少なくない。それゆえに全市的なものについては市民活動センターを提供する取組みも」といった感じの表現にすれば良いのではないのでしょうか。地縁型団体は地域に根差しているので拠点を持っています。しかしながらテーマ型団体は地域に根差していないので、本部は持っていますが、活動と一体となるような拠点が無いわけです。本部や事務局はあるかも知れません。しかしながら活動できていないエリアもあるのでこれを支援するような取組みも考えていきたいと思いますという事です。

(委員) :

エリアを持っていないところとエリアを広く持っているところが一緒に協働することが大事であることがわかれば良いと思います。

(会長) :

では、このあたりの議論についても文章に反映していきたいと思います。

テーマ型団体への支援についての議論があまりできていません。これまで協働のまちづくり推進組織に関する議論が中心であって、ここにテーマ型団体がどのように関わっていくのかという観点での議論はしてきました。しかしながらテーマ型団体の育成をどうしていくのか、というところを検討していく必要があると思います。

ほかに質問とかご意見はありますか。

(委員) :

委員の方がおっしゃったように文脈については整理して頂きたいと思います。また、「中間まとめにあたって」という挨拶文のところも本日の皆さんのご議論の結果を踏まえて頂ければ私はそれで良いと思います。

(会長) :

ありがとうございます。概ね本日の議論の内容を反映するというご支持いただきました。ありがとうございました。

他には如何でしょうか。ご意見ありませんか。

細かい文章で、「ここがどうしても気になる」というところがありましたら、後日、事務局に伝えていただけますでしょうか。変更についての根本的な部分については、先ほど委員の方からもご支持いただきましたように、恐らく皆さまにも同意いただけるのではないかと思います。基本的には事務局のかたに、これまでの皆さまのご意見を上手く捉えてまとめて頂いていると思っております。文脈の修正は少し必要であると思いますが、概ね良くまとめていただいたと私は思っていますので、細かい部分の修正は後日事務局にご相談いただきたいと思います。大きな修正についてのご意見はこのあたりでよろしいでしょうか。

(副会長) :

60 ページの「今後のスケジュール」のところですが、個々はもう少し詳しく書いた方が良いと思います。最初の「中間まとめにあたって」のページの方が詳しく書かれているように思うので、もう少し補足した方が良いのではないのでしょうか。モデル事業の情報をフィードバックしていくという話だけで良いのか。例えば、パブコメであるとか、市民参加の手続きについても触れておいた方が良いのではないかと思います。

(会長) :

事務局の方、この点については反映をお願いします。

それでは一通りご意見をいただいたということで、これで終わらせて頂きます。

本当に熱心にご意見をいただき、ありがとうございました。繰り返しになりますが、ゼロから一つの集大成としてこのようなまとめを作り上げてこられたのは皆さまのご尽力、ご意見があっただけでございます。

それでは事務局に一旦マイクをお返ししますので、今後の予定についてお願いします。

6. 今後の予定について

(事務局) :

ありがとうございました。いつも時間いっぱいまで熱心にご議論いただき本当にありがとうございます。

最後に今後のスケジュールについてお知らせします。事前に皆さまのご予定もお伺いしておりますが、次回、第12回の検討委員会につきましては、11月12日月曜日の午後2時から、場所は明石市立保健センターの5階会議室で開催させていただきます。

それでは第11回の検討会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。

(会長) :

11月12日の会議ですので、その一週間前までに事務局にご意見を言って下さい。

(事務局) :

ご意見がありましたら11月5日までに電話でもメールでも結構でございますのでお願いします。

(会長) :

よろしく申し上げます。ありがとうございました。